

(紹介手数料の返還)

1. 採用予定者の一方的事由により、採用を辞退又は採用後退社した場合に限り、  
乙は受領済みの紹介手数料を次の条件で甲に速やかに返還します。  
入社後 1ヶ月以内のとき …… 50%  
〃 3ヶ月以内のとき …… 25%
2. 採用予定者が採用決定後、甲の事由に起因する退職あるいは採用取消、甲の都合による解雇の場合は、前条は適用されません。

許可番号 06-ユ-010006

---

事業所名 株式会社 キャリアクリエイト

---

所在地 山形県山形市東青田二丁目 10-9

---